

錫山鉦山坑水処理施設維持管理業務委託仕様書

錫山鉦山坑水処理施設維持管理業務は、委託契約書によるほかこの仕様書に基づいて処理しなければならない。

1 業務場所

鹿児島市下福元町 1 1 8 3 7 番 1 鹿児島市錫山鉦山坑水処理施設

2 委託業務遂行に当たっては、水質汚濁防止法（昭和 4 5 年法律第 1 3 8 号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）その他関係法令等の規定を順守し、安全かつ衛生的な方法で行うこと。

3 委託業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 錫山鉦山坑水処理施設の坑水処理に関する業務

ア 業務を行なった日毎の天候、気温、水温、坑水の水量と p H 及び沈殿池からの放流水の p H を測定し記録すること。

イ p H 等の測定結果に基づき処理装置を適切に運転し、坑水の中和、凝集、沈殿、汚泥の浚渫、脱水処理、脱水ケーキ搬出の管理の一連の業務を行うこと。

ウ 処理装置の運転状況を管理棟の中央監視盤等により監視し、異常がある場合は適切な処置を講じ、適正な放流水の水質を確保すること。

エ 沈殿池からの放流水による河川の岩石の着色がないように努めること。

(2) 坑水処理に係る土地、建物、構築物、機械設備及びその他の備品等の維持管理

ア 坑水処理施設等の巡視、清掃、除草、処理装置の点検整備及び軽微な補修を行い、常にこの施設の機能を正常に発揮させること。

イ 坑水処理施設の清掃、除草作業を行い施設内の景観の保全を図ること。

4 委託業務は、原則として平日は 8 時 3 0 分から 1 7 時 1 5 分までの間に、土曜日、日曜日、国民の祝日、1 月 2 日、1 月 3 日及び 1 2 月 2 9 日から同月 3 1 日までの間（以下「休日等」という。）については 8 時 3 0 分から 1 2 時 3 0 分までの間に行うものとし、休日等については、上記の時間において次に掲げる業務を行えば足りるものとする。ただし、上記の時間以外においても委託業務を行う必要がある場合は、この限りではない。

(1) 大切坑（原水）の p H 測定

(2) 中央監視盤の各表示数値の確認及び記録

(3) 雨量測定

(4) 大切坑の水量測定

(5) 中和処理装置の点検

- 5 委託業務の実施に要する作業人員は、原則として1名以上とし、必要に応じて補助作業員を加えて実施するものとする。
- 6 契約後は、直ちに工程表を作成し、市の承認を得ること。
- 7 委託契約書第10条により提出する錫山鉦山坑水処理業務委託報告書は（様式1）、坑水処理記録簿は（様式2）のとおりとする。
また、坑水処理記録簿には各種測定及び巡視点検等を記録し、常に整備しておくこと。
- 8 委託業務の範囲内でできない作業、点検、整備、補修及び改修等は、市で行うこととする。
- 9 委託業務に必要な車両については受注者で準備し、車両に係る経費は負担すること。また、運転日誌を作成し、運転手及び行先、走行距離等を記録し、常に整備しておくこと。
- 10 作業基準に定める水質分析及び脱水ケーキの分析は、市の指定する機関に持参すること。
- 11 機械設備、電気設備の保守点検を常時行い、異常を認めた場合は直ちに必要な処置をとるとともに市に連絡すること。
- 12 緊急時に素早く、適切な対処ができるように緊急連絡表を定め連絡体制等を万全にしておくこと。
- 13 委託業務を完了したときは、次の資料等を提出すること。
 - (1) 委託業務完了通知書（様式3） 1部
 - (2) その他（指示のあったもの） 1部
- 14 その他、維持管理上必要な細目については、別紙作業基準に定める。